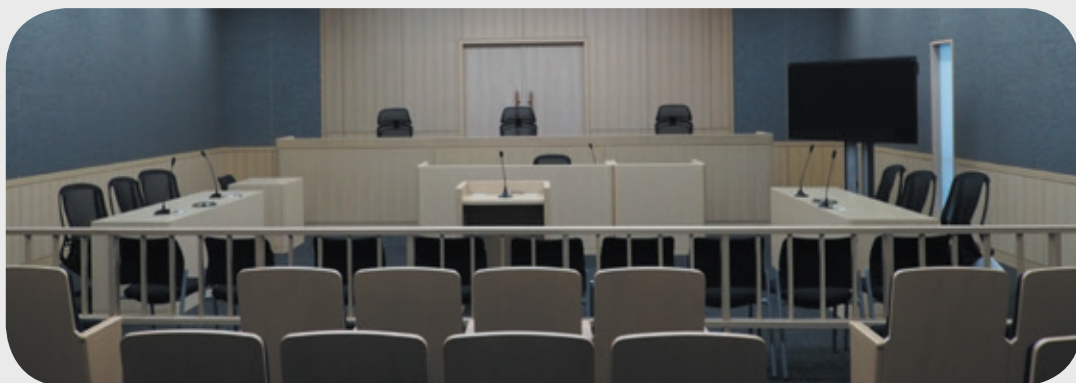


裁判手続のデジタル化 **の姿**

裁判とデジタルの組合せは、意外に思われるかもしれませんが、デジタル技術を活用することで、裁判の手続が今よりも利用しやすくなることが期待されます。



ここでは **この先の裁判所の姿** について紹介します！



裁判手続のデジタル化により、

アクセスのしやすさ と

現在、裁判所の手続を利用するには、**こんなこと** が必要ですが・・・

① 書類の作成



② 書類の提出



③ 記録等は紙保存



④ 口頭弁論には出頭



⑤ 調停にも出頭



これからは、**こんなこと** ができるようになります！！

- ・ 訴状等を、**オンライン** で裁判所へ提出
- ・ 口頭弁論等の手続に、**ウェブ会議** で参加
- ・ 記録は **電子データ** となり、オンラインで閲覧



裁判所に足を運ばなくても、訴訟提起から完結までの手続を利用することも可能になります！



利便性の向上 を実現します！



現在は、主に民事訴訟事件の分野を中心に、デジタル化を進めています。

今回は、**民事訴訟手続のデジタル化** について紹介します。

令和2年
(2020年)

令和4年
(2022年)

フェーズ1

ウェブ会議による争点整理手続 (※1)

当事者(弁護士)は、ウェブ会議を利用して裁判所や相手方と協議を行う運用が始まりました。



ウェブ会議は、裁判官や相手方の表情を見ながら協議できるので、より安心して手続を進められます。

法改正

民事訴訟手続のデジタル化のための法律
(民事訴訟法等の一部を改正する法律) **が成立**

Point 01

デジタル化はいつから始まるの？

既にデジタル化の一步目は踏み出しています。

民事訴訟手続では、ウェブ会議による争点整理手続・和解が実施されています。

また、裁判書類をオンラインで提出するためのシステム「mints(ミンツ)」を開発し、一部の裁判所で利用を始めています。



Point 02

「mints」は何ができるの？

電子ファイルをシステムにアップロードするだけで、準備書面や書証の写しといった書類を裁判所に提出することができます。また、当事者は、インターネット環境があれば、時間や場所を問わず、アップロードされた裁判書類を確認することができます。

利用できる裁判所を順次拡大しているところです。



「mints」は、裁判所ウェブサイトで紹介しているよ。

※1 争点整理手続・・・判断に必要な事実関係について当事者間に争いがある場合に、争点や証拠の整理を行うための非公開の手続

※2 口頭弁論・・・当事者が主張を述べたり、証拠を調べたりするための公開の手続

令和5年～
(2023年)

令和7年度～
(2025年)

フェーズ2

ウェブ会議による和解・口頭弁論(※2)が可能に!

公開の法廷でもウェブ会議が利用可能になり、裁判所に行かなくても手続に参加できるようになります。



法廷で新しい裁判のかたちを目にする日も遠くない!?

フェーズ3

訴状のオンライン提出 訴訟記録の電子データ化 オンライン閲覧 が可能に!

インターネット環境さえあればどこからでも、裁判所に訴えを提起できます。また、当事者は、電子データ化された訴訟記録を閲覧することもできるようになります。



Point 03

裁判所のウェブ会議はどうやって始まったの?

ウェブ会議を利用した争点整理手続は、令和2年2月、一部の裁判所で運用が開始されました。その後、徐々に実施庁が拡大し、令和4年11月には、支部も含めた全国の地方裁判所、高等裁判所で、ウェブ会議が活用されるようになりました。



いつから、どの裁判所で始まったかは、こちらから確認できるよ。

Point 04

デジタル化は民事訴訟だけなの?

令和5年5月現在、23の家庭裁判所本庁で、家事調停におけるウェブ会議が行われています。令和5年度中には、これを全国の家庭裁判所本庁に拡大することを目指して準備を進めています。

家庭裁判所キャラクター
かーくん



家事調停については、こちらを見てね。

裁判所は、**より良い司法サービスの提供**を目指して、今後も裁判手続のデジタル化への取組を進めていきます!

デジタル化への取組は Web で随時更新中!

裁判所

検索

